

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、マイナンバーカードに関わる問題についてお伺いいたします。

マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録などトラブルが続出し、制度上の土台を揺るがす中、2024年の秋に健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する改定マイナンバー法が成立しました。

トラブルが相次いでいる中、審議を打ち切り、法案の成立を強行したことは、国民に対する国会の責任放棄だと思います。新聞各紙も社説で拙速過ぎる法律の成立に苦言を呈し、保険証の廃止やさらなるマイナンバーの利用範囲拡大に疑問を投げかけています。

全国の開業医の6割が加入している全国保険医団体連合会（保団連）は採決強行に抗議の声明を発表し、保険証の廃止は無保険扱いとなる者を政策的につくり出す愚策だと厳しく批判し、保険証廃止を中止に追い込む運動を続けると述べています。

保険証廃止に伴い、マイナンバーカード未取得者には資格確認書を発行するとしていますが、本人の申請が必要です。保険証廃止は、保険証1枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹を壊し、無保険者をつくり出すことになりかねません。町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

マイナンバーカードに関するトラブルが様々報道されています。健康保険証と一体化したマイナ保険証に別人の情報が登録されていたという、命を危険にさらすトラブルが7,300件以上も判明しています。ほかにも公金受取口座が他人のマイナンバーに誤登録、コンビニでの別人の証明書交付、別人へのマイナポイント付与などのトラブルが明らかになっていますが、当町ではこのような問題がなかったのかお伺いいたします。

当町のマイナンバーカードの申請率と交付率を伺います。また、保険証にひもづけした割合はどれくらいでしょうか。

改定ナンバー法には、デジタル化推進のためとして戸籍への「氏名の振り仮名」を追加する戸籍法の改定が盛り込まれました。今後生まれる子の名は、行政が一般的な読み方かどうかを審査するとしています。命名権の侵害に当たりかねないとの声が出されています。実際に作業する職員に大きな負担となるものだとも思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」への一元化についてですが、国では、令和6年秋に実施することとしております。これにより「マイナ保険証」の利用申込みをされた住民は、マイナンバーカードで医療機関を受診することになります。

また、諸事情によりマイナンバーカードを取得しない、または、「マイナ保険証」を申し込まない住民に対しては、先ほど議員がご紹介なさったとおり、保険診療を適切に受けられるよう、本人からの申請に基づき、保険者が「資格確認書」を発行し対応することとしております。本人の申請が困難な場合は、家族のほか、施設職員や支援団体による代理申請を、それでもなお資格申請書の申請が期待できない場合には、職権による資格確認書を交付する方針を明らかにしているところです。

マイナンバーカードの保険証利用については、いろいろな考え方はあるものと認識いたしますが、国として各般の状況に対処方法を準備しているほか、処方箋や特定受診履歴などの記録を医療機関で共有し、正確なデータに基づく診療等を受けられるなど、住民にとって適切な医療を受けられる結果につながるのではないかと、私は認識しているところです。

次に、「マイナ保険証」の誤登録などマイナンバーカードのトラブルについてですが、「マイナ保険証」の利用申込みは、役場窓口で手続する場合とパソコンやスマートフォン等で住民が直接申請する場合がありますが、別人が誤って登録された事案は、区市町村課に確認したところ、県内では確認されておられません。

また、今年3月より開始したマイナンバーカードを利用しての住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付サービスですが、5月末までの3か月間の利用実績は417件となっております。他自治体で証明書の誤交付が発見されたことから、直ちに町が委託しているシステム会社に確認したところ、誤交付などのトラブルはありませんでした。

次に、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の推進、消費の活性化を目的とした国のマイナポイント事業の申込みですが、町でも役場内に専用窓口を開設しており、令和4年4月から令和5年5月末まで、延べ2,696人の町民が利用されております。これらの窓口を利用した町民に関しては、公金受取口座の誤登録や別人へのマイナポイントの付与などのトラブルは確認されておられません。なお、町民がスマートフォン等で直接申込みした案件における誤登録等につき

ましては、町では確認できません。

次に、マイナンバーカード申請率、交付率、保険証としての利用割合についてです。国に伺ったところ、申請率は令和5年5月末現在で75.7%、交付率は71.4%となっております。マイナ保険証としての利用申込み率は、市区町村ごとの数値が公表されておらず、お答えできません。なお、全国ではマイナンバーカード取得者の65.9%が利用申込みとのことでした。

次に、「戸籍氏名の振り仮名の表記の審査について」ですが、戸籍法が6月2日に改正され、これまでなかった戸籍氏名への「読み仮名」の記載が法制化されました。令和6年にも施行される予定で、全国民が施行後1年以内に本籍地の市区町村への届出が必要とされ、書面かマイナンバーカード取得者向けのサイト「マイナポータル」を利用した届出を国では想定しており、具体的な方策やスケジュールについては、今後、国より示される予定です。

新生児などを初めて戸籍に掲載する際の「読み仮名届出」については、氏名に用いる文字の読み方として「一般に認められているもの」に限ることとなっています。その基準については、法務省が今後通達で示すこととしております。

これら「戸籍事務」については、地方自治法第2条に定める「第1号法定受託事務」であり、このたびの戸籍法改正については、立法府において議論され議決されたものです。こうした状況を踏まえ、法律的な認識を問うご質問について、課題認識の有無を含めて答弁を控えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） マイナ保険証に関しては、様々な考え方があると町長もおっしゃっていますので、それはそのとおりでと思いますけれども、ただ、今、いろいろなトラブルが続出している中で、強硬に進めていくという、こういうやり方はやっぱり問題ではないのかと。国が決めたことだからといっても、一番その影響を受けるのは、末端の私たち国民、町民ですよ。ですから、私は、まずこういう質問をさせていただいています。

それですね、先ほどお話しいたしました全国保険医連合会、保団連のお医者さんたちが、もうマイナンバーカード保険証で診察をしたり、診察というのか、病院に来られた方々の中でも、様々なもう事故が起こっていて、本人確認のために、紙の現行の保険証を見せてもらって確認をしていると、そういうことをおっしゃっています。ですから、早急に進めていくのではなく、保険証を、今の紙の保険証を廃止するのを、やっぱり考えていく、廃止をやめるということをやっ

ぱり考えていくべきだという、このお医者さんたちの会で言っています。紙の保険証がなくなってしまうたら、いろんな問題が起きたときに、本人かどうかというのを何で確認したらいいのかと、これが本当に心配だということを切々と訴えています。そういうことからすると、やっぱり今の政府のやり方というのは、本当に早急過ぎたのではないかと思いますし、様々な新聞の社説でもそういうことを言っております。

読売新聞の7日付で、社説で、「見直しは今からでも遅くない」と題して、保険証の廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だと指摘しております。法律が成立したからといって制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だと主張していますけれども、私はこういうことの立場に立って町長もぜひ町民の暮らしを守るといふ、医療、暮らしを守るといふ立場から、町長のさらなる考え方と、また、いろんな機会に国に対して町村会を通じてなど申し入れていくお考えがないのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

泉議員から、保団連の具体のお話を伺いました。そういった事例も否定はいたしませんし、読売新聞の社説で書かれていること、それも受け止めたいと思います。様々な考え方があるということ、それを最初の答弁で申し上げましたが、再質問でご紹介いただいたことも、様々な考え方の一つであろうと思います。法定受託事務ということの重さを私ども行政機関としては受け止めて先ほど答弁いたしておりますので、議員の再質問の趣旨は受け止めつつ、答弁としては先ほどの答弁と同じ形になります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 会計年度任用職員の処遇改善について質問いたします。

短時間勤務会計年度任用職員にも勤勉手当を支給可能とする地方自治法の改正が成立しました。会計年度任用職員の処遇改善にとって前進です。2020年から施行された会計年度任用職員制度は、一定の成果はあったものの、法の趣旨である同一労働同一賃金には遠く及ばないものと思います。会計年度任用職員が安定した身分で仕事に取り組むことは、町にとっても、町民にとってもとても大事なことだと思います。

今回の改正を踏まえ、ぜひ当町でも期末手当に続き勤勉手当の支給を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度については、平成29年度の地方公務員法及び地方自治法の改正により創設され、令和2年4月1日より導入されました。その処遇として、期末手当については、制度開始より支給が可能となっておりますが、一方、勤勉手当の支給については、支給実績が広がっていない国の非常勤職員との取扱いの均衡や、期末手当の支給状況を踏まえた上での国の検討課題とされておりました。

その後、会計年度任用職員の期末手当の支給が定着したことに加え、国の非常勤職員においては、期末手当に加えて勤勉手当の支給が可能になったことから、今般の地方自治法の改正により、令和6年度より地方公務員における会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったところ です。

期末手当、勤勉手当とも民間における賞与に相当するものと理解されているところがあると思いますが、公務員における給与制度上は、その性質が異なるものです。期末手当については、民間における賞与等のうち一律支給分に相当するもので、その支給基準は、職員の在職期間に応じて支給することとなっております。一方、勤勉手当については、民間の賞与等のうち、成績査定分に相当する給与で、職員の勤務成績に応じて支給することとなっております。

以上のことから、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、現在実施している人事評価における勤務成績の取扱いを整理し、正職員との業務内容や責任の違いなどを考慮するとともに、本来の勤勉手当の趣旨や人材確保の観点等を踏まえた上で、その支給の可否を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありませんが、いいですか」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 再質問ではありませんけれども、会計年度任用職員の皆さんに人事評価もあるわけですので、仕事はもう正職員と同じような仕事、そして、責任も重くなっている、そして人事評価もあるということですから、ぜひ勤勉手当を支給するよう、早急に実現していただきたいということを申し述べて終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。